

洞爺湖町水洗便所改造等資金貸付条例

平成18年3月27日

条例第143号

(目的)

第1条 この条例は、既設の便所を水洗便所に改造し、又は排水設備を設置するために要する資金(以下「資金」という。)を貸し付けることにより、水洗化等の普及促進を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 資金の貸付対象は、洞爺湖町公共下水道処理区域内(以下「処理区域」という。)において工事を行い公共下水道に接続しようとし、又は処理区域を除く行政区域内において工事を行い合併処理浄化槽で処理しようとする家屋の所有者若しくはその所有者の同意を得た使用者で、既存家屋の水洗便所改造工事又は排水設備設置工事を行う者とする。

2 次の各号に該当するものは、貸付対象から除くものとする。

- (1) 町税及び洞爺湖町公共下水道事業受益者分担金並びに洞爺湖町公共下水道事業受益者負担金を滞納している者
- (2) 貸付けを受けた資金の償還について、支払能力を有しない者
- (3) 確実な連帯保証人がない者
- (4) 国及び地方公共団体が所有又は使用する家屋
- (5) 法人及び団体が所有又は使用する家屋(住宅の用に供する家屋は除く)

(貸付金)

第3条 貸付けの限度額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 水洗便所改造工事 1件につき35万円
- (2) 排水設備設置工事 1件につき15万円

2 貸付金に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(貸付けの条件)

第4条 貸付金には、利息を付さないものとする。ただし、公共下水道に接続しよ

うとする者については供用開始の日から3年を経過して貸付けを申請したときは、町長が定める利息を付するものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、工事を実施できない相当の理由があると認められるときは、利息を付さないものとする。

3 貸付金は元金均等の月賦償還とし、償還期間は貸付金の交付を受けた月の翌月から起算して、次の各号に掲げる期間内とする。ただし、繰上償還を行うときはこの限りでない。

(1) 第3条第1項第1号の規定による貸付金 35か月以内

(2) 第3条第1項第2号の規定による貸付金 15か月以内

4 第3条第1項第1号及び第2号の貸付金を同一の者に同時に貸し付ける場合の償還期間は、50か月以内とする。

5 毎月の償還金に千円未満の端数が生じた場合は、端数を最初の償還月に加算するものとする。

(貸付けの申請及び決定)

第5条 資金の貸付けを受けようとする者は、水洗便所改造工事等に着手する前に町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、貸付けの可否及び貸付額を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(工事の完了届等)

第6条 前条第2項の規定により資金の貸付決定通知を受けた者(以下「貸付決定者」という。)は、通知を受けた日から町長が別に定める期間内に工事を完了し、その旨を町長に届出て検査を受けなければならない。

(貸付決定の取消し)

第7条 町長は、貸付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸付決定を取り消すことができる。

(1) 前条に規定する期間内に、正当な理由なく工事を完了しないとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付けの決定を受けたとき。

- (3) 工事を行おうとする家屋が、火災その他の災害により滅失したとき。
- (4) 貸付決定者が、家屋の所有者又は使用者でなくなったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(貸付金の交付の時期)

第8条 貸付金の交付は、第6条の規定による検査に合格した後に行うものとする。

(一時償還)

第9条 町長は、前条の規定による貸付金の交付を受けた者(以下「借受者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、償還期限前であっても、貸付金の全部又は一部を一時に償還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な方法により貸付けの決定を受けたとき。
- (2) 3か月以上貸付金の償還を怠ったとき。
- (3) 家屋の所有者又は使用者でなくなったとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

(償還方法の特例)

第10条 町長は、借受者が災害その他特別の理由により貸付金を償還期限までに償還することが困難と認めたときは、借受者からの申請により償還方法を変更することができる。

(延滞金)

第11条 町長は、借受者が貸付金を償還期限までに償還しないときは、その期限の翌日から償還までの期間の日数に応じ、償還すべき額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収するものとする。ただし、特別の理由により納付が困難と認めたときは、これを減額し、又は免除することができる。

(事務の一部委託)

第12条 資金の貸付け及び貸付金の償還に係る事務については、その一部を町長の定める金融機関に委託することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の虻田町水洗便所改造等資金貸付条例(昭和62年虻田町条例第10号)又は洞爺村水洗便所改造等資金貸付条例(平成5年洞爺村条例第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。